

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とするアルコール飲料等の輸出について承認を要することとする事。

(本則関係)

第二 この政令は、令和四年四月五日から施行すること。

(附則第一項関係)

第三 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(附則第二項関係)